震災、災害、または交通機関の運行停止による

全学休講措置について

震災、災害、または交通機関の運行停止による全学休講措置は、次に定める判断基準に基づき、大学のホームページに公表します。また、入学時に配付したメールアドレス@fuji.ac.jpに連絡する場合もあります。

**１．休講の判断基準**

下記、１）から３）の一つでも条件を満たした場合、全学休講となります。

１）東京23区全域に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「台風警報」または「大雪警報」が発表された場合。

２）大規模震災対策特別措置法に基づき「地震防災強化地域判定会」が招集されたことが報道された場合、または大規模地震の「警戒宣言」が発令されている場合。

３）上記１）および２）以外の場合であって、震災、災害、ストライキにより山手線が全面不通となった場合。

注意：３）に関して、山手線の人身事故、車両故障などに伴う一時的な運行停止は含まれません。

**２．休講時限**

授業開始の条件は次の通りです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 判断時刻 | 判断基準 | 授業開始 |
| 午前７時現在において | １）から３）の条件がすべて解消された場合 | 平常通り授業を実施 |
| 午前10時現在において | １）から３）の条件がすべて解消された場合 | ３時限より授業を実施（１時限、２時限が休講）大学院は平常通り授業を実施 |

**３．その他の休講**

上記１）から３）に当てはまらない場合であっても、学生の安全を確保するため、全学休講とする場合があります。この場合は、速やかに本学ホームページに公表します。

平成28年７月1日

学務センター